

回 覧 令和7年4月15日（三股町）代表☎：52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|--------|-------|--|
| 〈募集〉 | 1 | ◆「さつき学園」で一緒に楽しく学んでみませんか
◆「みんなで創ろう、みまたん地域づくり推進事業補助金」対象事業を募集します |
| | 2 | ◆介護認定調査員を募集します
◆手話奉仕員養成講座(入門課程・基礎課程)の受講生を募集します |
| 〈お知らせ〉 | 3 | ◆犬の登録と狂犬病予防注射を実施します |
| | 4 | ◆「緑の募金」にご協力ください |
| | 5 | ◆軽自動車税種別割の減免申請を受け付けます |
| | 6 | ◆危険な空き家の解体費用の一部を補助します |
| | 7 | ◆ブロック塀などの除却費用を補助します |
| | 8 | ◆木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します |
| | 9 | ◆ ^{せんていえだ} 剪定枝のリサイクル事業を行っています |
| | 10 | ◆令和7年度リズムウォーキング教室の実施について
◆遊漁承認証(遊漁券)の販売場所の変更について |
| | 11 | ◆上米公園パークゴルフ場がお得に利用できます |



◆子育て支援を「ふるさと納税」で充実させよう

3つの「無料化」の実現を目指そう!!

- 3歳未満児の「保育料」
- 町小中学校の「給食費」
- 高校生までの「医療費」



町ふるさと納税
Instagram



町公式サイト

今後も充実した子育て支援事業を継続できるよう、本町以外にお住まいのご家族、ご親戚、知人、友人などに対し「ふるさと納税」を通じて三股町を応援していただくようお願いいたします。
企画商工課

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|------|-------|--|
| 〈相談〉 | 11 | ◆「行政相談」を実施します |
| | 12 | ◆「人権相談」を実施します
◆「消費生活無料法律相談」を実施します |
| | 13 | ◆「こころの健康相談」を実施します
◆「おもちゃ病院三股」を開設します |

◆第5地区分館の休館に伴う貸し出し停止のお知らせ

現在、施設の貸し出しを行っている第5地区分館は、土砂災害特別警戒区域および土砂災害警戒区域に指定されていることや施設が老朽化していることから、6月1日から、休館することになりました。今後は、第5地区防災センターおよび長田小学校体育館を利用してください。

★お問い合わせは、

- 第5地区分館の休館に関するお問い合わせ =
教育課 生涯学習係(中央公民館内) ☎:52-9311(直通)
- 第5地区防災センターの利用に関するお問い合わせ =
総務課 危機管理係(2階 ②番窓口) ☎:52-1110(直通)
- 長田小学校体育館の利用に関するお問い合わせ =
教育課 スポーツ振興係(中央公民館内) ☎:52-9312(直通)
お問い合わせ。



募 集

◆「さつき学園」で一緒に楽しく学んでみませんか

学習資格	町内在住で 60歳以上の人	募集定員	40人 ※定員を上回る場合は、初 めての人を優先し、既受 講生は抽選となります。
開催期間	5月～令和8年3月 ※基本的に全ての学習会に参加できる人		
学 習 日	月に1・2回(主に第2・第4火曜) 午後2時～4時 ※学習日・時間帯は、学習内容で変わることがあります		
学習場所	主に町中央公民館(屋外での学習もあります)		
負担費用	2,000円(保険料 1,000円+運営費 1,000円) ※材料費が別途必要となることがあります。		
学習内容	誰でも楽しく学べる内容を計画しています。		
講 師	バラエティに富んだ素晴らしい講師をお招きします。		
申し込み 方 法	町中央公民館および町役場受付にある備え付けの申し込み用紙に 必要事項を記入し、教育課 生涯学習係(町中央公民館内)の窓口 へ直接提出してください。		
募集期限	5月9日(金) 開講式予定日:5月27日(火)		

令和7年度の学習内容(予定)

5月	開講式・オリエンテーション、講話	11月	パークゴルフ交流会 講話(星空ロマン)
6月	健康セミナー 音楽教室	12月	実習講座(寄せ植え教室)
7月	出前講座(交通事故防止) 実習講座(押し花教室)	1月	出前講座(人権学習)
8月	移動教室(工場・記念館等の見学)	2月	講話(豊かな人生)
9月	講話(防災情報の活用方法) 講話(歯と口の健康づくり)	3月	講話(国際理解)、修了式
10月	出前講座(介護予防と認知症) 移動教室(創作活動)	※学習内容については、変更することがあります。	

★お問い合わせは、教育課 生涯学習係(町中央公民館内)
☎:52-9311(直通)をお願いします。



◆「みんなで創ろう、みまたん地域づくり推進事業補助金」対象事業を募集します

町は、町民と協力して地域を活性化する「自立と協働が織りなす元気あふれるまち三股」を目指し、特色のある地域づくりを目指す団体に補助金を交付します。
※補助金交付には、代表者が審査会で事業内容を説明して、認定を受ける必要があります。

補助対象事業	(1)駅周辺賑わい再生支援事業 ①みまたんえき多目的ホールを活用した以下の事業 展覧会、文化・芸術の発表会、講演会・シンポジウム、コンサートほか ②みまたんえき周辺区域で実施する以下の事業 地域振興、環境、防犯、町民の健康増進、地域コミュニティの活性化など ※以前から行われている祭り、運動会などは除きます。 (2)みんなで創る地域づくり支援事業 (駅周辺賑わい再生支援事業以外の区域) 地域振興、環境、防犯、町民の健康増進、地域コミュニティの活性化など ※以前から行われている祭り、運動会などは除きます。
補助団体	町内で自主的に地域活動を実施する団体 ※町の他事業の補助を受けている団体および他に補助金などの制度がある事業は申請できません。
補助期間	活動のきっかけづくりの支援のため、補助期間は原則1年間(事業年度の3月31日まで)です。 ただし、審査会で必要と認められた場合は、最長3年まで延長できます。
補助金額	補助対象事業の(1)①にかかげる事業は2万円、その他の事業は20万円を限度額とします。 継続が認められた事業であっても、次年度以降の補助額は減額されます。
募集期間	5月7日(水) 午後5時まで

予算に限りがあるため、事業の採択・補助金額の決定は予算の範囲内で審査会において決定しますが、広く町民の提供する地域づくり活動を支援したいと考えています。たくさんのお応募をお待ちしています。
なお、詳しい内容は、担当課へお問い合わせください。

★お問い合わせは、企画商工課 企画政策係(3階 ②番窓口)
☎:52-1114(直通)をお願いします。

◆介護認定調査員を募集します

町高齢者支援課では、介護認定調査員(会計年度任用職員)を募集しています。希望する人は、高齢者支援課介護高齢者係にお問い合わせください。

■仕事内容 =

- 要支援、要介護認定に係る訪問調査および調査票作成
- その他、介護認定事務に関する業務

勤務時間	月曜～金曜 午前8時30分～午後5時(7時間30分) (休憩:正午～午後1時)
休 暇	週休2日(土曜・日曜) 祝日、12月29日～1月3日、特別休暇
募集人員	1人
給 与	月額 20万9,806円から
諸 手 当	期末・勤勉手当、通勤手当
雇用期間	採用日～令和8年3月31日 (人事評価等により、再度の任用あり)

■勤務地 =

町役場 高齢者支援課 介護高齢者係

■応募条件 =

- ①看護師・介護福祉士・保健師・介護支援専門員・社会福祉士など看護や介護のいずれかの資格を有し介護現場での経験のある人
- ②ワード・エクセルの基本操作ができる人
- ③普通自動車運転免許がある人

★お申し込み・お問い合わせは、

高齢者支援課 介護高齢者係(1階 ⑦番窓口)

☎:52-9062(直通)をお願いします。



◆手話奉仕員養成講座(入門課程・基礎課程)の受講生を募集します

手話を必要とする聴覚に障がいがある人のコミュニケーションを支援するための日常会話程度の表現技術を習得するために、手話奉仕員の養成を行います。

参加を希望する人は、お申し込みください。

■講座内容 =

- 入門課程: これまで手話を学んだことがなく、簡単なあいさつや自己紹介など手話の基礎知識を学びたいと考えている人向けの講座です。
- 基礎課程: 入門課程を修了した人向けの講座です。

対象者	高校生以上で聴覚に障がいがある人の福祉の実現に熱意がある人	
日 時 および 場 所	入門課程 <昼の部>	■日時 = ○5月13日～令和8年3月17日の毎週火曜 (7月29日、8月12日、9月23日、10月14日、 12月23日、12月30日、1月6日、2月17日を除く) ○午前10時～正午 年間37回【開・閉講式を含む】 ■場所 = 町総合福祉センター 元気の杜(小会議室)
	基礎課程 <夜の部>	■日時 = ○5月16日～令和8年3月27日の毎週金曜 (8月1・15日、10月3・17日、12月26日、1月2・9日、 2月20日、3月20日を除く) ○午後7時～9時 年間37回【開・閉講式を含む】 ■場所 = 町中央公民館(中会議室)
費 用	入門課程	年間6,490円 【テキスト代4,290円 聴障協ニュース代2,000円 資料代200円(ボランティア保険含む)】
	基礎課程	費用徴収あり ※金額は、開講式のオリエンテーションで説明します。
申込期限 および方法	5月9日(金)までに福祉課窓口または電話でお申し込みください。高校生の場合は、保護者の同意が必要です。 ※昼の部、夜の部ともに定員は7人前後です。先着順で募集を締め切ります。	

★お申し込み・お問い合わせは、福祉課 社会福祉係(1階 ⑥番窓口)

☎:52-9061(直通)をお願いします。

◆犬の登録と狂犬病予防注射を実施します

犬の所有者には、犬の生涯に一度の登録と、毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。右の表のとおり集合注射を行い、対象となる犬の飼い主にはお知らせのはがきを送付します。

※当日都合のつかない場合は、他の地区や動物病院で予防注射を受けてください。

※病気、高齢や妊娠などの場合は、最寄りの動物病院にご相談ください。

■集合注射の対象となる犬

- ・生後3カ月以上の犬
- ・令和6年5月31日までに狂犬病予防注射を受けた犬

※予防注射は年に1回の接種が必要です。

○登録料 …… 1頭当たり 3,000円(生涯1回)

○注射料 …… 1頭当たり 3,300円(年1回)

(狂犬病予防注射料:2,750円、注射済票交付手数料:550円)

※釣り銭が出ないように準備してきてください。

※犬を制御できる人が連れてきてください。

※興奮して注射が困難な犬は、動物病院での接種をお勧めします。

※令和6年6月1日以降に動物病院などで予防注射を受けた場合には、お知らせのはがきを送付しません。年1回の接種を忘れないようにお願いします。

狂犬病予防注射は、各動物病院で受けることができます。

☆飼い主の皆さんへのお願い☆

次の場合は、環境保全係での手続きが必要です。

- 飼い犬が死亡したとき(電話での受付可)
- 飼い犬の住所などが変更となった場合
- 犬の飼い主などが変更になった場合



■令和7年度 集合注射日程表

日程	時間	場所	対象地区	
5月14日 (水)	午前	9時～9時40分	蓼池児童館	蓼池
		10時～10時40分	第6地区分館	勝岡・三原
		11時～11時30分	前目研修館	前目
	午後	1時30分～2時	第4地区分館	梶山
		2時20分～2時40分	田上集落センター	田上
		3時～3時20分	餅原営農研修館	餅原
5月15日 (木)	午前	9時～10時	第7地区分館	上新・下新
		10時20分～11時	今市児童館	今市・中原 花見原
	午後	1時30分～2時10分	第8地区分館	東原・稗田
		2時30分～3時30分	第9地区分館	植木
5月16日 (金)	午前	9時～9時20分	大野集落センター	大野・大八重
		9時40分～10時	第5地区分館	仮屋・ 内ノ木場
		10時20分～10時40分	轟木精米所	轟木
		11時～11時40分	第2地区分館	上米・中米
	午後	1時30分～2時	第3地区分館	3地区全域
		2時20分～2時40分	櫟田営農集落館	櫟田・谷
		3時～4時	多目的 スポーツセンター (町中央公民館南側)	山王原・仲町

★お問い合わせは、
環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口)
☎:52-9082(直通)にお願いします



◆「緑の募金」にご協力ください

緑の募金活動は、森林・みどりへの町民の理解と関心を広めること、そして住民参加による本町の特性を生かしたみどりづくりを目的としています。集まった募金は、学校環境整備や公園、公民館などの緑化推進、みどりの少年団助成などに活用しています。

＜令和6年度の募金額＞・・・124万9,500円

皆様のご協力、誠にありがとうございました。本年度も次のとおり募金活動を実施することになりましたので、本事業の趣旨をご理解いただき、ご協力をよろしくお願いいたします。

■緑の募金目標額 = 1世帯当たり200円

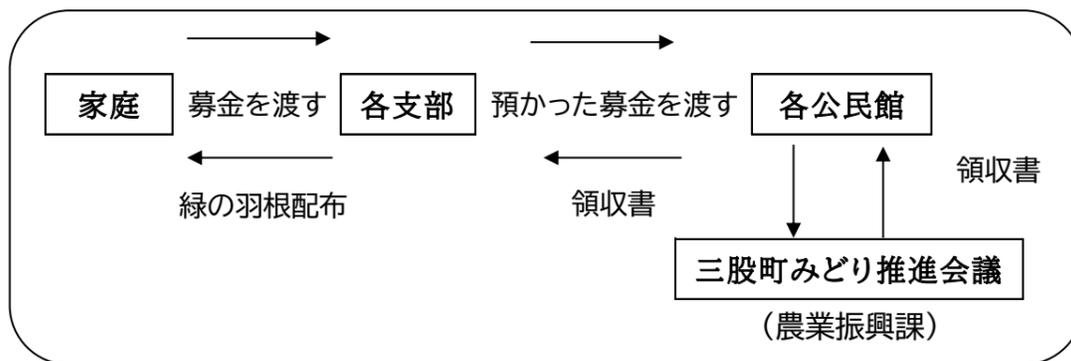
■実施方法 =

- 各自治公民館の協力を得ながら、家庭募金を主に行います。
- 各自治公民館長、各支部長を募金協力者とし、支部ごとの募金とします。

■納入方法 =

各自治公民館単位で募金活動をお願いしていますので、募金を各支部長へ納入してください。

※募金活動のイメージ図



■実施期間 = 4月下旬～5月31日(土)まで

緑の募金は町内のさまざまな緑化活動に利用されています。

○令和6年度決算

歳入額	122万9,299円	緑化推進機構交付金など
歳出額	77万2,159円	事業費および監査費など
次年度繰越額	45万7,140円	上記差額

■令和6年度の主な活動内容 =

①学校環境整備事業

活動数:7件

金額:13万705円

〈実例〉梶山小学校、
長田小学校

〈内容〉
花の苗を購入し、学校内に
植栽しました。



②公園などの緑化事業

活動数:13件

金額:46万9,972円

〈実例1〉東植木公民館

〈内容〉
花の苗を購入し、9地区分館
に植栽しました。



〈実例2〉前目高齢者クラブ
のぞみ

〈内容〉
花の苗・肥料・土などを購
入し、前目公園・前目公民
館に植栽しました。



③みどりの少年団

金額:14万3,302円

〈内容〉
勝岡みどりの少年団は年間
を通して花を育てる活動・清
掃活動・育てた花を施設に贈
る活動などの緑化活動を実
施しました。



★お問い合わせは、

三股町みどり推進会議事務局(農業振興課 農林整備係(3階 ③番窓口))

☎:52-9089(直通)にお願いします。

◆軽自動車税種別割の減免申請を受け付けます

身体や精神に障がいがあり、身体障害者手帳などの交付を受けている人で、必要な要件を満たす場合、申請することで、軽自動車税種別割が減免されます。

■令和7年度の受付期間 = 4月1日(火)～6月2日(月)

※ただし、土曜・日曜・祝日を除きます。

申請手続きは受付期間中のみとなりますので、ご注意ください。

■受付場所 = 税務財政課住民税係 窓口

■申請のときに準備するもの =

①個人番号確認書類

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入で、減免申請書にマイナンバー(個人番号・法人番号)の記入が必要です。

個人番号の確認を行いますので、次のいずれかを用意してください。



本人(納税義務者)が申請する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード ・通知カード ・個人番号が記載された住民票 ・個人番号が記載された住民票記載事項証明書
代理人(納税義務者以外の人)が申請する場合	上のカードまたは証明書などの写し 【注意】代理人が申請する場合は、委任状が必要

②障がいなどを証明できるもの

(身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳)

③運転免許証もしくはマイナ免許証(申請対象の軽自動車を運転する人の分)

④車検証(IC チップ型車検証の場合は自動車検査証記録事項の写し)

※身体障害者などの本人以外が運転する場合、各種証明書類が必要となる場合があります。

※代理人(納税義務者以外の人)が申請する場合、手続きに来た人の本人確認の書類が必要です。

■軽自動車税種別割の減免対象となる車 =

次の①、②、③、④のいずれかに該当する場合、軽自動車税の減免対象となります。

	軽自動車などの所有者名義(納税義務者)	運 転 者	その他の要件
①	身体障害者など	身体障害者など本人	—————
②	身体障害者など	身体障害者などと生計を同じくする人	継続して、身体障害者などで18歳以上の人の通学・通院・通所または仕事のために運転する場合
③	身体障害者などまたは 身体障害者などと生計を同じくする人	身体障害者などと生計を同じくする人	継続して、ア)、イ)のいずれかに該当する人の通学・通院・通所または仕事のために運転する場合 ア)身体障害者などで18歳未満の人 イ)療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
④	身体障害者など	当該身体障害者などを常時介護する人	日常的に当該身体障害者など(身体障害者などのみで構成される世帯に属する人に限る)の通学・通院・通所または仕事のために運転する場合

●「所有者名義」とは、単なる所有ではなく、車検証の所有者または使用者の名義になっていることを意味します。

●「身体障害者など」とは、身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳の交付を受けた人のことをいいます。

●①から④に該当しても、障害の等級・程度によっては減免できない場合がありますので、事前にご相談ください。

●減免の対象は、普通自動車も含めて、身体障害者など1人につき1台です。普通自動車税で減免手続きを受けている場合は、軽自動車税での減免申請はできません。

★お問い合わせは、

○普通自動車税の減免に関するお問い合わせ =

都城県税・総務事務所 ☎:23-4517

○軽自動車税種別割の減免申請に関するお問い合わせ =

税務財政課 住民税係(1階 ⑤番窓口) ☎:52-9638 にお願ひします。

◆危険な空き家の解体費用の一部を補助します

空き家を放置すると、地域の環境衛生並びに防災・防犯上悪影響を及ぼします。

町では老朽化した危険な空き家を除却し、周辺環境への悪影響を解消するため、「不良空き家等除却推進補助事業」を行います。

すべての空き家が該当するわけではありませんので、補助を希望する人は、都市整備課建築係までお問い合わせください。

■対象となる空き家 =

次のすべてに該当する物件であること。

①町内の延床面積30平方メートル以上の空き家

※居住用を目的として建築され、1年以上使用されていない建築物

②空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第2項に規定する勧告の措置を受けていない特定空家等または不良空き家として判定した建築物で次のいずれかに該当するもの

ア 倒壊する恐れのある建物

イ 屋根や外壁などが落下、飛散に伴い、近隣の建物や人物に危害を与える恐れのある建物

※相談受付後に、職員が調査および判定を行います。

③法人が所有権を有していないこと。

④所有権以外の権利が設定されていないこと(抵当権など)。

⑤既に解体工事に着手していないこと。

⑥公共工事による移転、建替えその他の公共事業の補償の対象となっていない住宅

■補助額 =

解体補助額は、除却・廃材処理および運搬経費を補助対象とします。

①居住誘導区域内に建つ空き家

補助対象経費の1/2以内、上限50万円

②居住誘導区域外に建つ空き家

補助対象経費の1/2以内、上限45万円

※空き家所在地を原則として更地にする工事であり、解体事業者に請け負わせるものが対象となります。

■補助対象者 =

次のすべてを満たしている人が対象です。

①不良空き家などの所有者または相続人など

②町税などを滞納していない者

③三股町暴力団排除条例に規定する暴力団員もしくは暴力団関係者でないこと。

④過去にこの解体補助を受けたことがなく、また、補助対象事業について、国・地方公共団体などから同種の他の補助金などを受けていないこと。

■補助の対象とならない費用 =

○消費税分は補助の対象の経費に含みません。

○家財道具の処分費、敷地内の樹木、門扉、塀などの除却費は対象外です。

■注意事項 =

○補助の申請には必ず、事前相談が必要です。

○申請時に既に解体工事に着工している場合や、完了しているものは対象となりません。

○申請額が予算に達した時点で受付を終了します。

○建物所有者が既に死亡している場合、相続関係を証明するのに必要な戸籍謄本などの書類が必要となります。

○空き家を解体することにより、固定資産税が増額する場合があります。

確認したい場合は、税務財政課資産税係へお問い合わせください。

○詳しくは、町公式サイトまたは、都市整備課建築係へ確認してください。



町公式サイトはこちら

★お問い合わせは、

都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)

☎:52-9066(直通)をお願いします。



◆ブロック塀などの除却費用を補助します

平成30年6月に大阪府で発生した最大震度6弱の大きな地震により、通学路沿いのブロック塀が崩れ、通学途中の小学生が犠牲になる痛ましい事故が発生しました。

こうした状況を受け、地震などで倒壊したブロック塀などが人命に危険を及ぼしたり、緊急車両の通行を妨げたりすることを防ぐため、危険なブロック塀などの除却を促し、地震などによる災害を未然に防止することを目的に、除却に必要な費用の一部を助成します。

■対象となるブロック塀など =

- 町内にあるブロック塀など
- 町内の道路に面したもの
- 道路面からの高さが1.4m以上のもの
- ブロック塀などの健全性が確保されていないもの

※「ブロック塀など」とは？

→コンクリートブロック塀、石積塀、れんが塀などです

■対象工事について =

ブロック塀などの撤去工事

(部分的な撤去の場合は、道路面からの塀の高さ80％以下とすること)

■補助額 =

最大14万4,000円まで全額補助します。

※ただし①～③のうち、最も低い額が上限となります。

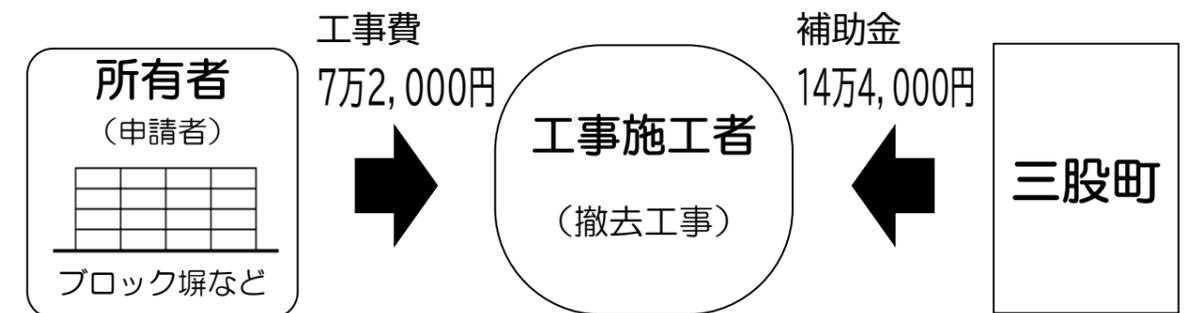
- ①一つの敷地につき14万4,000円
- ②撤去するブロック塀などの長さにつき1万2,000円/m
- ③除去費用の見積額に3分の2を乗じた額



※ブロック塀などの撤去工事に取り組みやすくなるよう「代理受領制度」を導入しました。

○「代理受領制度」のイメージ

(ブロック塀などの撤去工事費用21万6,000円の時)



※消費税は申請者負担となります。

■ブロック塀などの除却の件数 =

3件程度

※定数になり次第、締め切ります。



★お問い合わせは、

都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)

☎:52-9065(直通)をお願いします。

◆木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します

近年、大地震が頻^{ひんぱつ}発しており、家屋の倒壊などで死傷者や避難者が出ています。

こうした状況を受けて、安全で安心して暮らせる住まいづくりの実現を目指し、町では昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震性の向上を図るため、耐震診断・耐震改修の費用の一部を補助しています。

より多くの町民の皆さんに木造住宅の耐震化を進めてもらいたいため、補助を希望する人は、都市整備課建築係までお問い合わせください。

1.耐震診断

■対象となる建築物 =

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅

■耐震診断費 =

個人負担額…6,000円

(1棟当たり13万6,000円のうち、国・県・町が13万円を補助)

※個人負担額も、県建築住宅センターの助成制度を利用できる場合があります。詳しくは窓口までお問い合わせください。

■耐震診断の実施 =

町が県木造住宅耐震診断士に依頼して、申し込みのあった住宅の耐震診断を行い、結果をお知らせします。

■耐震診断の棟数 =

5棟

※定数になり次第、締め切ります。



2.耐震改修工事 ※耐震診断を行っていることが条件です。

耐震診断の評点が倒壊する可能性がある1.0未満のものを、耐震補強設計に基づき「1.0以上」とする改修工事を指します。

■補助額 =

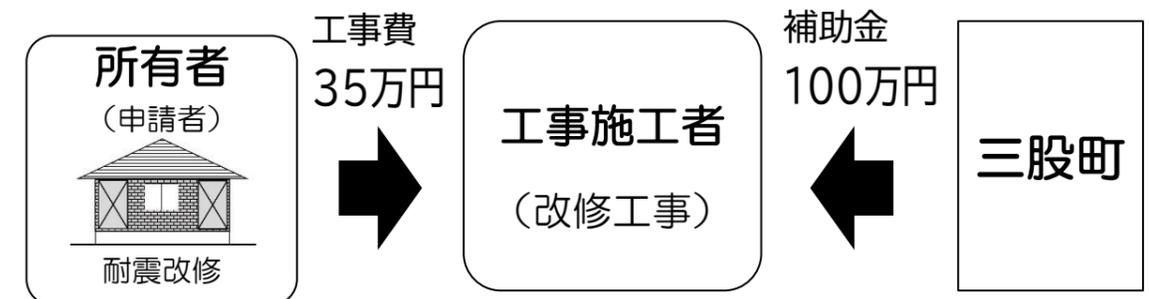
改修工事費の5分の4以内で100万円を限度とします。

※耐震改修工事に取り組みやすくなるよう「代理受領制度」を導入しました。

「代理受領制度」とは、申請者との契約で耐震改修工事を実施した者(工事施工者など)が、申請者の委任を受け、補助金の受領を代理で行う制度です。この制度を使うことで、申請者は工事費と補助金の差額分だけが必要となり、事前に用意する費用負担を減らすことができます。

○「代理受領制度」のイメージ

(耐震改修工事費用135万円の時)



※消費税は申請者負担となります。

■耐震改修などの棟数 =

2棟程度

※予算に達し次第、締め切ります。

■リフォーム融資制度について =

住宅金融支援機構のリフォーム融資(耐震改修工事)制度があります。また、満60歳以上の人には「高齢者向け返済特例」の制度もあります。詳しくは、宮崎県の公式サイトまたは住宅金融支援機構の公式サイトを確認してください。

○機構お客様コールセンター ☎:0120-0860-35(通話無料)

★お問い合わせは、都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)

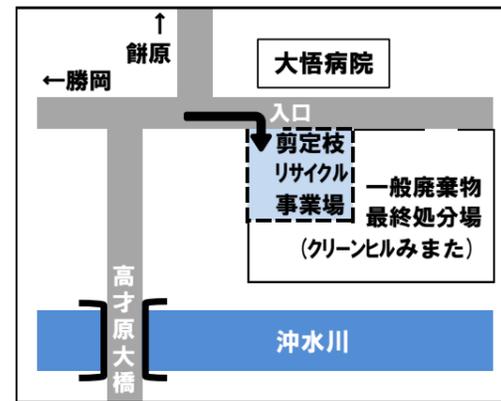
☎:52-9065(直通)をお願いします。

◆^{せんていえだ}剪定枝のリサイクル事業を行っています

町では、ごみの減量化・資源化を目的に、町内の家庭から発生した剪定枝を堆肥化する「みどりのリサイクル」を行っています。

この活動は、通常では焼却される剪定枝を腐葉土として再生することで資源の循環を形成し、焼却時の二酸化炭素抑制にもつながる活動です。

■受入場所 = 町一般廃棄物最終処分場
(クリーンヒルみまた)西隣り



■受入時間 =

受入時間	月曜～金曜	午前8時30分～正午 午後1時～4時30分
	土曜・日曜	午前8時30分～11時30分

※祝日、振替休日および12月31日～1月3日は休み。

※台風や大雨の場合は、受け入れを中止します。

■搬入できるもの =

- 直径が10cm以下で、町内の個人宅から出た剪定枝が対象です。
- 直径が5cm～10cmの場合は、長さを50cm以内に切ってください。
- ※事業者の搬入はできません。

■受け入れできないもの =

- キョウチクトウ、アセビ、イチイ、ウルシなど
(毒性やかぶれ物質がある樹木で、堆肥化に適さないため)
 - ユズ、キンカン、梅などトゲのあるもの
(作業員のけがの原因となるため)
 - ササ、タケ、シュロ、イチョウ、ヒバなど
(微生物を使った分解が難しく、醗酵を抑制してしまうため)
 - マツ、ソテツ、フェニックス、実のなる木など
(破砕機にヤニや樹液などがついたり、葉っぱが巻き付いたりするなど、機械が止まり作業に支障をきたすため)
 - 木の根や草、花、ツタ、ツル、野菜など
 - 砂、石、ビニール、たばこの吸い殻など異物が混ざっているもの
- ※リサイクルが目的ですので、リサイクルできないものは受け入れができません。
分別にご協力ください。

■注意事項 =

- 町内であるかを確認するために、運転免許証・車検証などの提示を求められる場合があります。
- 1トン以上のトラックなどで搬入する場合は、事前に町シルバー人材センターへご連絡をお願いします。
- 枯れ木の場合は、受け取りをお断りする場合があります。

★お問い合わせは、

- ・町シルバー人材センター ☎:52-7150 または、
- ・環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口) ☎:52-9082(直通)
にお願いします。

◆令和7年度リズムウォーキング教室の実施について

町は、運動習慣がない人に対して、手軽に楽しく運動を体験できる機会として、リズムウォーキング教室を開催しています。

健康運動実践指導者の指導で、音楽に合わせて歩く動作を中心とした運動をします。

運動を始めるきっかけづくりとして参加してみませんか。

■開催日時 = 日程表の午前10時～11時

■対象者 = 18歳以上の住民(高校生は不可)で他者の見守りや支援なしに運動ができる人(20人程度:事前の予約は必要ありません)

■場所 = 町健康管理センター

■持ってくるもの = 室内シューズ、タオル、飲み物

※動きやすい服装でお越しください。

■開催日程 =

4月21日(月)	5月19日(月)	6月16日(月)	7月14日(月)
8月18日(月)	9月8日(月)	10月20日(月)	11月17日(月)
12月15日(月)	令和8年 1月19日(月)	令和8年 2月16日(月)	令和8年 3月16日(月)



町公式サイトはこちら

★お問い合わせは、

町健康管理センター ☎:52-8481 をお願いします。

◆遊漁承認証(遊漁券)の販売場所の変更について

事務の移管にともない、遊漁承認証(遊漁券)の販売場所を4月から下記の内容のとおり変更します。

遊漁承認証(遊漁券)の金額などは変更ありません。

【変更前】

町農業振興課 農政企画係	町役場3階
--------------	-------

【変更後】

名称	住所	電話番号
しゃくなげの森	三股町大字長田5268	54-1367
もちかえりの店 大福	三股町大字樺山3472-51	52-2051



★お問い合わせは、

農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)

☎:52-9086(直通)をお願いします。

◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。

また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。

国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守りますので、気軽にご相談ください。

期 日	5月7日(水)	5月19日(月)
相談委員	うちむら よういちろう 内村 陽一郎	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります。



★お問い合わせは、
総務課 行政係(2階 ②番窓口)
☎:52-1112(直通)をお願いします。

◆上米公園パークゴルフ場がお得に利用できます

上米公園パークゴルフ場のお得な利用料金情報をお知らせします。
暖かい日差しを浴びながら、パークゴルフで爽やかな汗を流しませんか？

【お得情報①】 毎月第1木曜日は入場料が半額！

	大 人	中学生	小学生以下
通常営業日	500円	200円	無 料
第1木曜日	250円	100円	無 料

※ポイントの付与はありません。

【お得情報②】 毎日午後3時以降の入場料がお得！

入場時間	大 人	中学生	小学生以下
午前8時30分～	500円	200円	無 料
午後3時以降	300円	100円	無 料

【お得情報③】 回数券やポイントカードで1回分お得！

○回数券・・・11枚つづり 5,000円(5,500円分使えて1回分お得)

○マイクラブポイントカード・・・ 10回利用で次回無料

○貸クラブポイントカード・・・ 20回利用で次回無料

※毎月3がつく日(3日、13日、23日)はポイント2倍デーです。

《ゴールデンウィーク期間中も営業します》

ゴールデンウィークも通常どおり営業します。ご家族やお友達を誘って心と体の健康にぜひご利用ください。

○営業日:4月29日(火)～5月6日(火)

○5月7日(水)が定休日となります。

※通常は月曜が定休日です。

○営業時間:午前8時30分～午後5時

※お得情報①～③も使えます。



★お問い合わせは、
上米公園パークゴルフ場 ☎:51-2570 をお願いします。

◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題(夫婦・親子・離婚・扶養・相続)、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの悩み事相談にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

■特設人権相談 =

期 日	5月13日(火)
時 間	午前10時～午後3時
場 所	JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相談委員	おおとなり まさはる 大隣 雅春、いなどめ ゆみこ 稲留 由美子 ※相談員は、変更になる場合があります

■常設人権相談 =

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局 都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相談委員	人権擁護委員・法務局職員

★お問い合わせは、

・特設人権相談 = 総務課 行政係(2階 ②番窓口)
☎:52-1112(直通)

・常設人権相談 = 宮崎地方法務局都城支局
☎:22-0490 お願いします。



◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	【都城市】5月23日(金)
時 間	【都城市】午後1時～4時
場 所	【都城市】消費生活センター(都城市役所北別館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申込方法	・相談内容を把握するため、 <u>必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。</u> ・消費生活に関する法律相談です(<u>個人間トラブル、相続、事業者からの相談などは対象外</u>)。 ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細は、気軽にお問い合わせください。



★お申し込み・お問い合わせは、

町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999
都城市消費生活センター ☎:23-7154 お願いします。

◆「こころの健康相談」を実施します

都城保健所では、地域の皆さんが精神科医師へ気軽に相談できる機会の提供として、「こころの相談事業」を実施します。「精神科の病気かもしれないけど、病院に行くのは抵抗がある」、「専門の先生に相談してみたい」など、気になることがありましたら、保健所にご相談ください。

日 程	5月15日(木)
時 間	午後1時30分～3時30分
場 所	都城保健所（都城市上川東3-14-3）
対 象	保健師が事前に相談を受け、医師の相談が必要と思われる人。 ご家族や関係者からの相談もお受けします。
相談内容	(1)ひきこもり、抑うつ、過食・拒食、リストカットなどに関する事 (2)精神科の病気、心の健康に関する問題など精神保健一般に関する事 (3)アルコール依存、薬物問題やその他の依存に関する事
相談体制	予約制 ※1日の相談枠は3枠まで ※事前に保健所保健師(疾病対策担当)へご相談ください
料 金	無料

★お申し込み・お問い合わせは、
都城保健所 健康づくり課
☎:23-4504 ファクス:23-0551
をお願いします。



◆「おもちゃ病院三股」を開設します

期 日	5月17日(土) 毎月第3土曜
時 間	開 院：午後1時～3時ごろ ※受け付けは午後3時までをお願いします。
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
注意事項	・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します。 (※一部、材料費などが掛かることがあります) ただし、破損がひどい物や欠品がある物は、修理できない場合があります。現物を見て判断しますので、ご了承ください。 ・コンセントにつないで作動させる電化製品・コンピューター製品、人を傷つける恐れがある物や水に浮く物(浮輪・ボートなど)は修理対象外です。



使わなくなったおもちゃをご提供ください。

「おもちゃ病院」では、壊れたおもちゃを無償で修理していますが、修理に使う部品を購入しなければならないこともあります。

使わなくなったおもちゃ、壊れたおもちゃからも、部品を取ることができますので、おもちゃを修理するために、ご協力をお願いします♪



★お問い合わせは、
代表:横山健一 ☎:51-0241 または、
増田親忠 携帯:090-1926-8783 をお願いします。